



Q 4 事業所の職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、保健所と相談した結果休業することとなった。しかし、どうしてもサービスが必要な利用者については訪問に切り替えてのサービス提供や、時間を短縮して個別に入浴等を行った場合の算定方法について。

A 4 「新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い第2報」のとおり、ケアプランに位置付けられている日については、利用者及びケアマネジャーと相談した結果、訪問に切り替えてサービス提供した場合はケアプランに位置付けた回数を提供できたとみなすため、月額請求が可能とする。また、時間を短縮してケアプランに位置付けているサービス提供が行えた場合についても、ケアプランに位置付けた回数を提供できたとみなすため、月額報酬可能とする。ただし、事前に利用者から同意を得ること。また、ケアマネジャー及びサービス事業所はどのような経過で訪問等に切り替えてサービス提供をしたか等を経過記録及びサービス提供記録等に明記しておくこと。なお、切り替えでのサービス提供が行えなかった場合は日割り計算とする。